



暴追とちぎ

第65号

令和元年7月



CONTENTS

組織犯罪対策第一課長の御挨拶	1
暴力追放県民センターの活動状況	2
行政・企業対象アンケート結果	5
指定暴力団の状況	8
栃木県暴力団排除条例Q & Aシリーズ⑥	9
お知らせ	14

暴力を
追い出す力
みんなの輪

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内 TEL 028(627)2995



御 挨 拶

栃木県警察本部
刑事部

組織犯罪対策第一課長 大 武 精 司

盛夏の候、会員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察活動の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月11日に大田原警察署長から組織犯罪対策第一課長に着任して早や4か月が過ぎようとしております。

この間にも、各地において六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因する不法行為等が発生しているほか、神戸山口組を離脱して結成された任侠山口組にあっては内部統制を強化するなど予断を許さない状況が続いております。

県内においては、昨年、これら傘下組織が絡む幾つかのトラブルが把握されており、加えて、三団体の攻防の間隙を狙って勢力拡大を企てる他団体の動向も見られたことから、あらゆる法令を駆使し、更なる取締りを推進しているところです。

従来から言われているとおり、暴力団の弱体化及び壊滅の実現は、独り警察のみで成し遂げられるものではありません。

警察としては、皆様をはじめ、栃木県暴力追放県民センター、弁護士会、業界団体と手を携えまして、総合的な暴力団対策を推進する所存です。

これまで培われた知識と経験を活かして、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県暴力追放県民センターの益々の御発展と、皆様の御健康、御多幸を祈念し、誌面をお借りしましての御挨拶とさせていただきます。

●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

(1月～6月)

●平成30年度第2回理事会の開催

3月25日 平成30年度第2回理事会を開催し、平成31年度事業計画（案）及び収支予算（案）等の議案3件を議決、役員を委嘱する同意1件についても承認されました。



●平成31年春巡業「大相撲佐野場所」で暴力団排除活動

4月22日 大相撲春巡業の佐野場所が佐野市赤見町の市運動公園体育館で力士など約250人が参加して開催され、暴力団排除活動の一環として広報啓発イベントを実施しました。来場された方々に暴力団排除を呼びかけるのぼり旗を掲示して、チラシ、ティッシュなど暴追グッズを配布するなどし暴力団追放啓発活動を行いました。



●令和元年度第1回理事会の開催

5月13日 令和元年度第1回理事会を開催し、平成30年度事業報告及び収支決算報告等の議案5件を議決、理事長及び専務理事の活動状況等2件を報告しました。



●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

(1月～6月)



●「本町交差点地下横断歩道」への 暴力追放ポスター掲示広報活動

5月17日 暴力団追放広報啓発活動の一環として、本町交差点地下横断歩道「県政広報コーナー」に暴力追放ポスターなどを掲示し、暴力団追放啓発活動を行いました。

●令和元年度定時評議員会の開催

5月27日 令和元年度定時評議員会を開催し、平成30年度事業報告及び収支決算報告、定款の一部改正、理事、監事、評議員、選任等の議案6件を議決、役員（顧問）の委嘱について報告しました。



●暴排グッズの作成

昨年、暴力団排除活動推進のための暴力追放運動用全国統一ポスターの部に本県選出の作品が入選しました。このポスターは、宇都宮工業高等学校3年山口紗慧さんの作品で、これを暴排グッズのティッシュやマスクのデザインに活用して製作し、各種イベントなどで配布することとします。



●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

(1月～6月)

●「県民の日」記念イベントへの参加

6月15日 栃木県庁で開催された「県民の日」記念イベントに参加し、当センター副会長原田義久警察本部長をはじめ職員が暴力団追放の広報啓発活動を行いました。



●民事介入暴力対策委員と 暴追センターの意見交換会

6月18日 しもつけ会館において、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員と暴追センター職員との意見交換会を開催し、暴力団の現状、責任者講習の状況、暴力相談の傾向などや今後の活動等に関する意見交換会を行いました。

● 弁 護 士 相 談 の 日 ●

毎月第3水曜日、当センターに栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士が待機し、無料で相談を受けています。

民暴事案に詳しい弁護士が相談を受けますので、お困りの方は、是非ご利用ください。

無料
秘密厳守

弁護士相談の日

毎月第3水曜日 午後1:30～午後3:30

暴力団からの民事介入でお困りの方は
お気軽にご相談下さい。

公益財団法人
栃木県暴力追放県民センター
宇都宮市昭和3丁目2番8号
しもつけ会館1階（旧アーバンしもつけ）

相談電話 028-627-2600

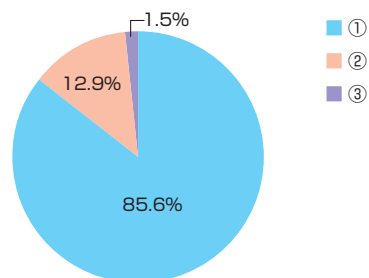


県内行政機関対象アンケート結果

◆実施期間＊平成30年中 ◆受講人員＊363人 ◆集計人員＊341人（回答率93.9%）

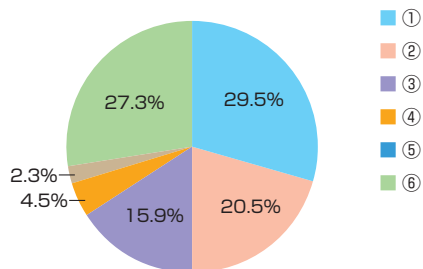
問1 過去3年以内に不当要求を受けたことがありますか？

①ない	85.6%
②ある	12.9%
③無回答	1.5%



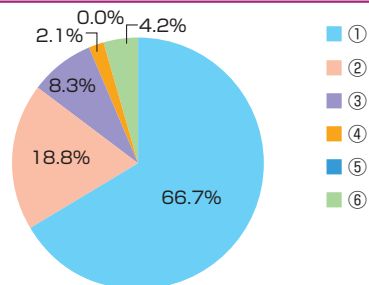
問2 不当要求の回数は何回でしたか？

①3回	29.5%
②1回	20.5%
③5回以上	15.9%
④2回	4.5%
⑤4回	2.3%
⑥無回答	27.3%



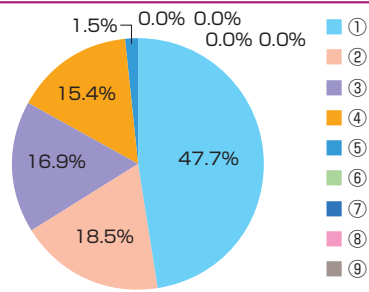
問3 不当要求を受けたとき誰が対応しましたか？

①私を含む組織で対応した	66.7%
②私一人で対応した	18.8%
③組織で指定された対応責任者が、主に対応した	8.3%
④弁護士等の第三者が対応した	2.1%
⑤組織の長が対応した	0.0%
⑥無回答	4.2%



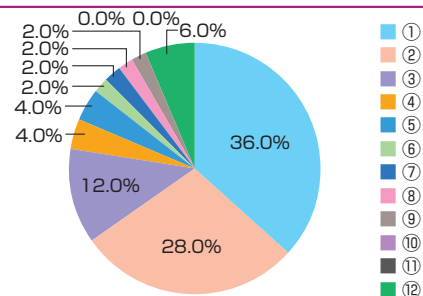
問4 不当要求を受けた際、誰かに相談しましたか？（複数回答可）

①上司に相談した	47.7%
②弁護士に相談した	18.5%
③その他	16.9%
④警察に相談した	15.4%
⑤誰にも相談しなかった	1.5%
⑥暴追センターに相談した	0.0%
⑦暴追センター以外の相談窓口相談した	0.0%
⑧行政官庁に相談した	0.0%
⑨無回答	0.0%



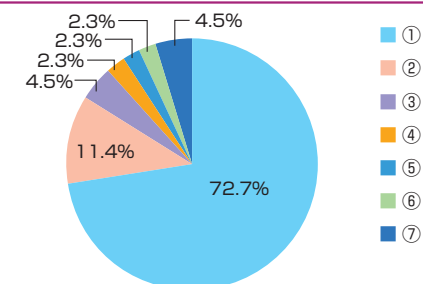
問5 要求の内容はどのようなものでしたか？（複数回答可）

①その他	36.0%
②公共工事入札、生活保護、許認可等行政官庁へ不当要求	28.0%
③ミスに対する謝罪要求や高額な賠償要求	12.0%
④因縁をつけての金品要求	4.0%
⑤ミスを行政官庁へ通報するなど脅しての金品要求	4.0%
⑥あいさつ料、用心棒代などの要求	2.0%
⑦寄付金、賛助金等の要求	2.0%
⑧機関誌（紙）、書籍等の購読要求	2.0%
⑨拒否している施設の利用要求	2.0%
⑩工事の下請け参入、資機材納入等の要求	0.0%
⑪不法な債権取立	0.0%
⑫無回答	6.0%



問6 相手の要求にどのように対応しましたか？

①要求を拒否した	72.7%
②要求の一部に応じた	11.4%
③その他	4.5%
④要求に応じた	2.3%
⑤最初は拒否したが、その後要求に応じた	2.3%
⑥交渉中	2.3%
⑦無回答	4.5%



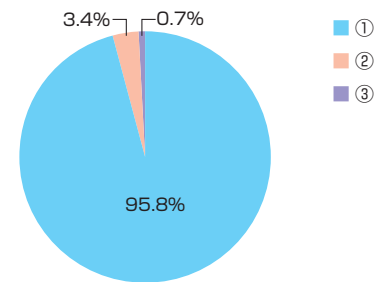


県内企業対象アンケート結果

◆実施期間＊平成30年中 ◆受講人員＊874人 ◆集計人員＊818人（回答率93.6%）

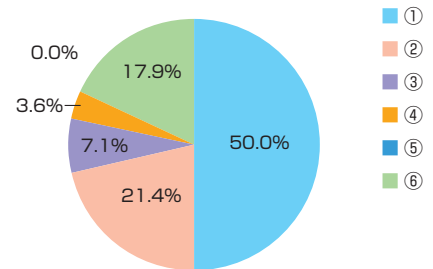
問1 過去3年以内に不当要求を受けたことがありますか？

①ない	95.8%
②ある	3.4%
③無回答	0.7%



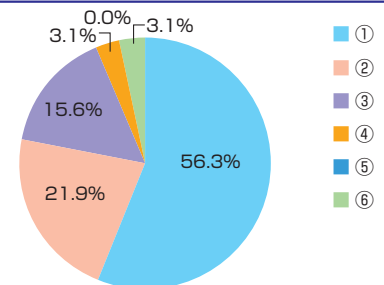
問2 不当要求の回数は何回でしたか？

①1回	50.0%
②2回	21.4%
③3回	7.1%
④5回以上	3.6%
⑤4回	0.0%
⑥無回答	17.9%



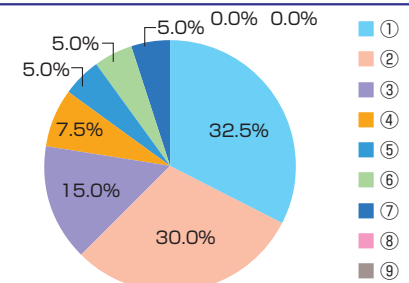
問3 不当要求を受けたとき誰が対応しましたか？

①私を含む組織で対応した	56.3%
②私一人に対応した	21.9%
③組織で指定された対応責任者が、主に対応した	15.6%
④弁護士等の第三者が対応した	3.1%
⑤会社（組織の長）が対応した	0.0%
⑥無回答	3.1%



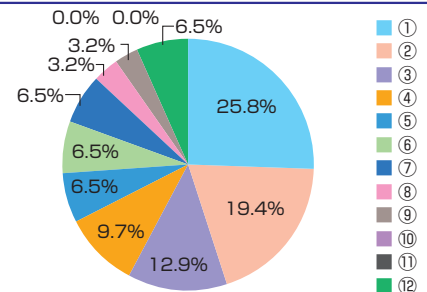
問4 不当要求を受けた際、誰かに相談しましたか？（複数回答可）

①上司に相談した	32.5%
②警察に相談した	30.0%
③弁護士に相談した	15.0%
④その他	7.5%
⑤誰にも相談しなかった	5.0%
⑥暴追センターに相談した	5.0%
⑦行政官庁に相談した	5.0%
⑧暴追センター以外の相談窓口相談した	0.0%
⑨無回答	0.0%



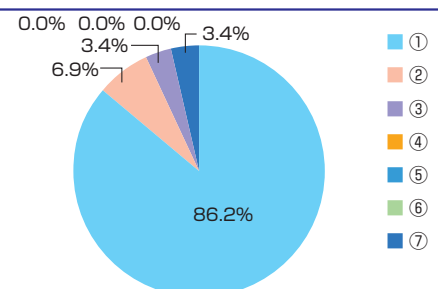
問5 要求の内容はどのようなものでしたか？（複数回答可）

①因縁をつけての金品等要求	25.8%
②ミスに対する謝罪要求や高額な賠償要求	19.4%
③口座開設、保険契約、証券等に関する不当要求	12.9%
④その他	9.7%
⑤あいさつ料、用心棒代などの要求	6.5%
⑥機関誌（紙）、書籍等の購読要求	6.5%
⑦債務免除や返済猶予の要求	6.5%
⑧示談介入	3.2%
⑨ミスを行政官庁へ通報するなど脅しての金品等要求	3.2%
⑩寄付金、賛助金等の要求	0.0%
⑪工事の下請け参入、資機材納入等の要求	0.0%
⑫無回答	6.5%



問6 相手の要求にどのように対応しましたか？

①要求を拒否した	86.2%
②交渉中	6.9%
③要求の一部に応じた	3.4%
④要求に応じた	0.0%
⑤最初は拒否したが、その後要求に応じた	0.0%
⑥その他	0.0%
⑦無回答	3.4%



暴力団排除活動啓発用DVD無償貸出のご案内

装丁	タイトル	内 容
	「鉄の砦」 行政対象暴力に負けない組織づくり	反社会的勢力による公共工事介入を許してしまった事例をあげて、行政が一丸となって立ち向かうための対応要領。(50分)
	「撃退」 暴力団排除活動のための基本的対応要領	①平素の準備 ②有事の対応 (Ⅰ・Ⅱ) 暴力団等反社会的勢力からの不当要求に対する基本的対応要領。(108分)
	「あなたはひとりじゃない」 総力結集で暴力団等の反社会的勢力を排除しよう	各事業所から選任された不当要求責任者を対象に暴力団との関係遮断のための取り組みと重要性を認識してもらい、不当要求及び関係遮断の決意を促す内容。(35分)
	「暴力団排除」 入札妨害・就労支援	暴対法の禁止行為である「入札妨害」の解説と、暴力団員の離脱支援、就労支援を解説。(46分)
	「暴力団がやってきた」 暴力団による不当要求等の実態と対応要領	一般企業と偽った暴力団事務所の開設、建築現場への下請参加・用心棒料の要求という3つの不当要求事案を暴力団の視点で描く。(36分)
	「不当要求対応マニュアルの作成とその実践」	組織としての対応方針・対応体制 苦情と不当要求の区別(判断基準、見極めのポイント)を解説。(53分)
	「不当要求・クレームへの初期対応」 効果的な必殺ワードと対策	電話・インターネット・直接面談による不当要求への対応を解説。(43分)
	「不当要求見極めポイントと実践的対応テクニック」	時代と共に変化する不当要求の手口。それらに対する有効な手段は何か。弁護士が実践的なテクニックを解説。(40分)

暴追センターでは「暴力団排除活動啓発用DVD」を無償で貸出しております。

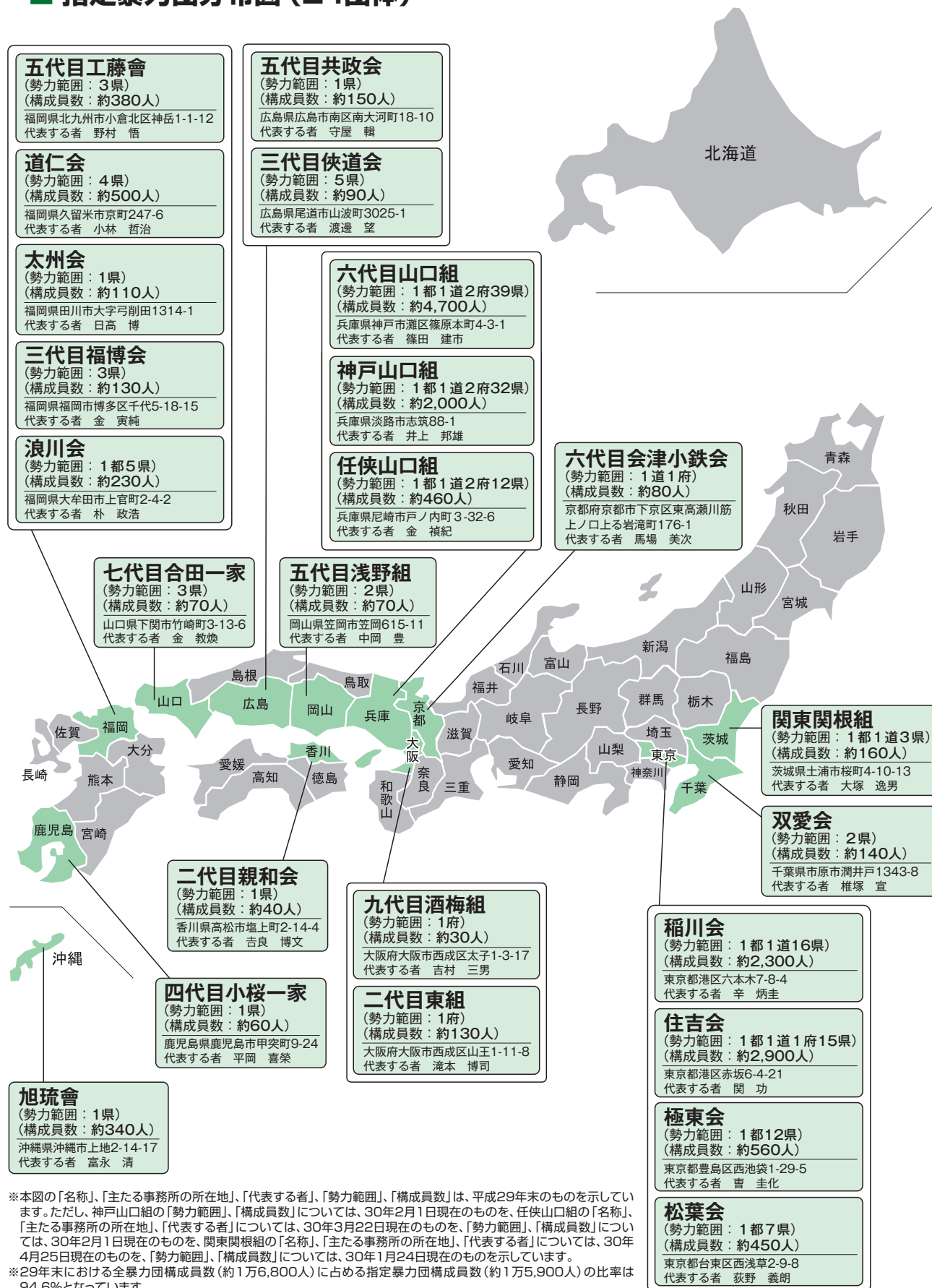
社内研修会などに活用してください。

貸出しを希望する場合は、センターに直接おいでいただくか、電話によるお申込みをお願いします。

このほかにも多数あります。

指定暴力団の状況

指定暴力団分布図（24団体）



※本図の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成29年末のものを示しています。ただし、神戸山口組の「勢力範囲」、「構成員数」については、30年2月1日現在のものを、任俠山口組の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」については、30年3月22日現在のものを、「勢力範囲」、「構成員数」については、30年2月1日現在のものを、関東関根組の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」については、30年4月25日現在のものを、「勢力範囲」、「構成員数」については、30年1月24日現在のものを示しています。

※29年末における全暴力団構成員数（約1万6,800人）に占める指定暴力団構成員数（約1万5,900人）の比率は94.6%となっています。

栃木県暴力団排除条例 Q&Aシリーズ ⑥



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会

副委員長 小 坂 誉

【事例】

ホテルが、ある団体客から宿泊と宴会場利用の申し込みを受けた。しかし、ホテルの支配人は、その団体が暴力団であり、暴力団員の親睦を深めるために宴会場を利用しようとしているとの噂を聞きつけた。ホテルとしてはどう対応すべきか。



相手が暴力団であるというのは単なる噂かもしれません。どうやって確認したらいいですか。

ご自分でインターネット上のニュースや新聞記事を検索する方法があります。もし、その団体や構成員が過去に起こした事件があれば、芋づる式にその団体が暴力団であるかどうか判明することがあります。

また、警察に問い合わせて確認する方法もあります。ただし、警察から提供を受けられる情報には限りがあります。

自分自身でも相手の氏名、風体、言動を記録するなどして情報収集に努めるべきでしょう。



調べてみたところ相手が暴力団であることは確実です。ですが、これまで先方の担当者と何度かお話をしており、今さら断るのは怖いです。また、大口の予約なので取引を逃すのも惜しい気がします。断るべきか、利用を承諾するか悩んでいますかどうすべきでしょうか？

絶対に拒絶するべきです。

過去にはあるホテルのラウンジで組員が射殺されて一般客が巻き込まれて死亡するという事件も起きています。もし一般客や従業員に被害が出た場合、ホテルは法的な責任を問われる可能性がありますし、社会的に大きな非難を受けることになるでしょう。

また、栃木県暴力団排除条例(以下「暴排条例」といいます。)14条3項は、暴力団の活動を助長する取引を禁止しているので、暴力団と知りながら利用の申込みを承諾することは、暴排条例違反になります。

また、世間に暴力団を受け入れているホテルという噂が広まるなど、深刻なレピュテーションリスクが予想されます。



それは大変だ。断固拒否します。

先方の担当者と何度かお話をしていますが、今からでも断ることができるのでしょうか。

まだ暴力団からの利用申込を承諾していないのであれば、宿泊や宴会場利用の契約が成立していません。その場合は御希望の条件に沿えない等と理由をつけて交渉を打ち切れればよいでしょう。

また、相手が暴力団であることを自認して契約の締結を迫ってきたような場合には、ホテルが利用申込を承諾することは暴排条例違反なので応じられないと説明するとよいでしょう。



わかりました。契約が成立する前に申込を拒絶すればいいのですね。ただ、旅館業法にホテルは宿泊しようとする者の宿泊を拒んではならないという規定があったはずですが。暴力団からの申込みを断っても旅館業法の宿泊をさせる義務に違反しませんか？

相手が暴力団である場合は旅館業法の宿泊をさせる義務に違反しません。

旅館業法第5条2号は、「宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為または風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき」には例外的に宿泊を拒んでもよいという規定になっています。暴力団が宿泊しようとする時は、この例外に該当するので旅館業法違反にならないと考えられています（平成18年6月22日健衛発第0622001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）。



ホテルの担当者に確認したところ、相手が暴力団であると気づく前に利用申込を承諾してしまったとのことでした。この場合は契約が成立しているので、宿泊と宴会場の利用を認めるしかありませんか？

そんなことはありません。

ホテルには通常、宿泊約款が存在するはずで、宿泊約款とは、ホテルと宿泊者の宿泊契約の細則を定めるものです。したがって、そこに暴力団排除条項が規定されていれば、宿泊契約を解除することができます。ホテルは宿泊客が暴力団に該当すると認められる場合には契約を解除することができるという規定です。

暴排条例第18条は、旅館・ホテル営業を営む者に対して、宿泊約款等に暴力団排除条項を規定する努力義務を課していますから、相談者様のホテルの宿泊約款にも暴力団排除条項が定められているかもしれませんね。

まずホテルの宿泊約款や規約を確認してみてください。そこに、前記のような解除規定があれば契約に基づいて解除できます。





当ホテルの宿泊約款を確認してみましたが、宿泊者が暴力団の場合に解除できるという規定は見当たりませんでした。契約を解除できない以上、暴力団の利用を受け入れるしかありませんか？

まだ諦めるのは早いですよ。

宿泊約款に基づく解除ほど確実な手段とはいえませんが、暴排条例の禁止行為に該当するとして合意解除を試みたり、民法上の錯誤により契約が無効であると主張したりすることも考えられます。



アドバイスを参考にして、契約解除を試みましたが契約は成立しているはずだの一点張りで疲れてしまいました。

そんなとき、暴力団から誠意を見せてくれれば利用中止を考えてみてもいいと言われました。お金を払って利用を中止してもらうのはありますか？

お金を払うべきではありません。このような要求に応じて暴力団にお金を渡すこと自体が、暴排条例第14条3項が禁止する暴力団の活動を助長する金品等の供与に該当する可能性があります。また、一度でも暴力団の不当要求に応じた実績を作ってしまうと、今後、複数の暴力団から不当要求のターゲットにされてしまうリスクがあります。

交渉が難航するのであれば弁護士を通じて内容証明郵便を送付してみるのも有効です。





なるほど。それは怖いですね。つい、うっかりOKしてしまいそうでした。気を引き締めないと。

話は変わりますが、宴会当日に利用客が暴力団であることが判明した場合はどうしたらいいのでしょうか。

宴会の真っ最中に利用の中止とホテルからの退出を求めるなんてハードルが高過ぎます。それでも利用を拒否しないと暴排条例に違反しますか？

このような場合、利用を認めても暴排条例に違反しません。

宴会の当日、急に利用の中止と退出を求めれば暴力団が騒ぎ出すなどして一般の利用客に迷惑が掛かります。後日、暴力団から債務不履行だとして多額の損害賠償を求められるかもしれません。このようなリスクを避けるためには利用を認めざるを得ないこともあります。

暴排条例第14条3項は、暴力団の活動を助長する取引を禁止していますが、「法令上の義務の履行として行う場合その他の正当な理由がある場合」にはこの限りではないと規定しています。利用客が暴力団であることを知らずに宿泊契約や宴会場の利用契約を締結してしまった場合、その契約の債務履行として利用を認めることは前記の例外に該当するので条例違反になりません。



暴排条例上の努力義務でもありますし、早急にホテルの宿泊約款に暴力団排除条項を規定しようと思います。何か参考になるものはありますか。

国土交通省観光庁のホームページで公表されているモデル宿泊約款が参考になります。

宿泊契約だけでなく、宴会場や施設の利用契約にも暴力団排除条項を規定することをお忘れなく。



お知らせ

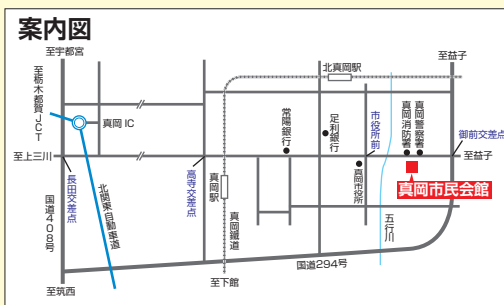
大会開催のご案内 栃木県暴力団追放真岡地区大会

日時 令和元年10月25日（金曜日）
午後1時30分から午後4時まで

場所 真岡市荒町1201
市民いちごホール（真岡市民会館）大ホール



公益財団法人栃木県暴力追放県民センターと栃木県警察本部、真岡地区暴力団追放対策協議会において、暴力団員の犯罪行為による被害の未然防止及び暴力団排除の意識高揚を図るため「**栃木県暴力団追放真岡地区大会**」を開催します。



お問い合わせは

栃木県暴力追放県民センター ☎028 (627) 2600

暴力団等反社会的勢力に関する事でお困りの方は
弁護士が相談に応じます
(無料・秘密厳守)

民事介入暴力一日相談所

◆日時 **10月30日 水**

午後1:30～午後3:30

◆場所 **西那須野公民館1階講座室2**
那須塩原市太夫塚1丁目194番地78



お問い合わせは

栃木県暴力追放県民センター
栃木県警察本部組織犯罪対策第一課

☎028 (627) 2600
☎#9110

暴力団に関する悩み、困りごとは

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター へご相談ください

相談電話 028-627-2600

事務局 宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談委員が、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 相談は、面接のほか電話や手紙、メール等でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分から午後3時30分までの間、当センター相談室で行っています。



賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

（公財）栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章（プレート）、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

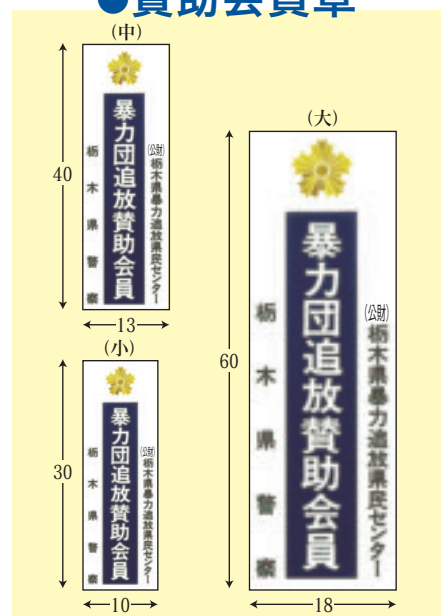
センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置（控除の対象）を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除※の対象となります。
※税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

●賛助会費 年額（口数の制限はありません。）

法人・団体 1口 10,000円
個人 1口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴追とちぎ令和元年7月号（通巻65号）表紙写真

「早く帰ろうよ」

撮影地は「日光だいや公園」です。県内に9か所ある県営都市公園の一つとなっています。「日光の自然と悠久の歴史・文化へのいざない」を基本テーマとしている広大な公園です。昨年、通常とは逆のコースで日本を駆け抜けていった台風12号を覚えている方も多いと思います。通過した翌日の写真です。天気が不安定で空には抜けるような青空と今にも雨を降らせるように黒い雲が出ています。雲に隠れていますが正面奥に女峰山を望むことができます。

撮影者 会社員 秋本悦男氏